

第1章 総 説

地すべりによる災害は、特有の地形、地質、気象及び土地利用等の特殊な条件のもとに発生しており、地すべり斜面上及び地すべりの発生に伴う移動土塊の到達範囲にある保全対象が受ける直接的な災害と、河川等の埋塞及び埋塞土砂の2次的な決壊によりその上下流域にもたらされる間接的な災害の2つに大別される。

地すべり防止計画は、上記の直接的及び間接的な地すべりによる災害を防止・軽減するため、事前に実施される地すべり調査及びその解析結果を踏まえて、地すべり防止区域の地形、気象等の諸条件や土地利用、保全対象の状況、緊急性等を考慮し計画する。

地すべり防止工事の対象となる地すべりは、一般に規模が大きく、複数の運動ブロックから構成されるため、工事完了までに相当な年数を要する場合が多い。一方で地すべり斜面上及び地すべりの発生に伴う移動土塊の到達範囲には多くの人家、公共施設等が存在することが多く、地すべり活動が活発化した場合には、的確な警戒避難体制の整備等ソフト対策の実施が不可欠である。そのため、地すべり防止施設の整備によるハード対策に併せ、警戒避難体制の整備等が確保できるようソフト対策についても考慮した上で、地すべり防止計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、周辺環境に配慮するとともに、関連する諸法令、地域計画等との整合に留意する。

また、地すべり防止計画を策定した場合には、地すべり等防止法第9条で規定する地すべり防止工事基本計画に適切に反映させる。

〈参考文献〉

河川砂防技術基準・同解説 計画編(2005)：国土交通省河川局監修

河川砂防技術基準 調査編(2014)

建設省河川砂防技術基準(案) 同解説 設計編Ⅱ(1998)：建設省河川局監修

長野県土木部地すべり技術指針(案)(2005：2007一部改訂)：長野県土木部砂防課監修

地質・土質標準仕様書(2001)：長野県土木部

治山技術基準解説 地すべり防止編(2013)

災害復旧工事の設計要領(毎年)：全国防災協会

道路土工一切土工・斜面安定工指針(2009)：日本道路協会

地すべり対策技術設計実施要領(2007)：斜面防災対策技術協会

地すべり鋼管杭設計要領(2008)：斜面防災対策技術協会

グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説(2012)：地盤工学会